

—— 特集 ——

第221回国会重要法律解説——成立法律の概要と実務への影響

個人情報保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和8年改正）の概要と実務への影響

個人情報保護委員会事務局参事官
香月健太郎 Kentaro Kotsuki

個人情報保護委員会事務局参事官補佐・弁護士
小林貴樹 Takaki Kobayashi

個人情報保護委員会事務局参事官補佐・弁護士
戸塚悠里 Yuri Totsuka

個人情報保護委員会事務局参事官補佐・弁護士
城戸賢仁 Takanori Kido

※肩書は令和8年8月時点のもの

令和8年7月10日、第221回特別国会において、「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」（令和8年法律第56号。以下「改正法」という。）が成立し、同月17日に公布された。今回の法改正は、「いわゆる3年ごとに見直し」として行われる、2度目の法改正（見直し）である。

改正法は、データの利活用に係る近時のニーズと、個人の権利利益の侵害に係るリスクの変化の双方に対応することを意図したものであるが、「ニーズ」及び「リスク」には様々なものが含まれており、改正項目は多岐にわたる。本稿では、紙幅の都合上、種々の改正項目を網羅的に解説することは困難であるため、実務への影響が特に大きいと思われる改正項目を重点的に解説する^{1,2}。

なお、本稿のうち意見にわたる部分は、いずれも筆者の個人的な見解であり、筆者の属する組織の公式見解を示すものではない。

I 適正なデータ利活用の推進

Iで解説する改正項目は、目的外利用規制（現行法18条）・要配慮個人情報取得規制（現行法20条2項）・第三者提供規制（現行法27条1項等）との関係で、新たな例外規定を創設し、又は現行法の例外規定の対象範囲を拡大することで、本人同意なく実施可能な取扱いの範囲を拡大するものである。

1 統計作成等の特例の創設（改正後法30条の2等）

本改正項目は、特定の個人との対応関係が排斥された統計情報・AIモデルの作成のための個人情報の利用は個人の権利利益を害するおそれが少ないことを踏まえ、このような「統計作成等」（改正後法2条13項）のみを目的とする場合には、本人同意なく、公開されている要配慮個人情報の取得（改正後法30条の2第1項）及び個人情報の第三者提供（同条5項）を可能

1 本稿では触れないが、改正法には、民間規律（＝民間事業者に適用される規律）の改正だけでなく、民間規律の改正の趣旨に即した公的規律（＝行政機関等に適用される規律）の改正も含まれている。

2 本稿においては、改正法による改正前の個人情報の保護に関する法律を「現行法」、改正法による改正後の個人情報の保護に関する法律を「改正後法」という。